

統計調査における民間事業者の活用に係るガイドラインについて

1. ガイドラインの構成

※★の項目の状況について書面調査で確認

I 民間事業者の活用の推進対象業務の範囲等

II 統計調査における民間事業者の活用と環境整備

- 1 統計調査における民間事業者の活用
- 2 公共サービス改革法に則って実施する統計調査業務の考え方
- 3 法定受託事務における民間事業者の活用に係る環境整備
- 4 委託契約上の工夫
- 5 府省間の連携

III 民間委託に当たり講ずべき措置

- ★ 1 委託先の適切な選定
- 2 委託実施状況等に関する情報開示
- 3 業務の実施において確保されるべき統計の品質に関する事項
- ★ 4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保
- ★ 5 委託先との契約書等に明記すべき事項

2. ガイドライン（抜粋）

はじめに

～中略～

なお、本ガイドラインは、統計調査における民間事業者の活用を推進するため各府省が講ずべき措置について標準的な指針を示したものであり、統計調査の特性等を踏まえた各府省独自の効果的な取組を妨げるものではない。また、政府における統計調査への民間事業者の活用に関する今後の検討状況等を踏まえ、必要に応じ、本ガイドラインを改定することとする。

Ⅲ 民間委託に当たり講ずべき措置

1 委託先の適切な選定

各府省は、統計調査に係る業務が、国民、企業等の秘密に関する情報や市場に影響を与える情報を取り扱うことを踏まえ、委託先とする民間事業者については、国民に無用の不安や疑義を生じさせ、政府統計全体の信頼性を損なうことがないように、取り扱う情報や業務の特性等に応じて適切に選定するものとし、特に次の事項に留意する。

～中略～

ウ より高い品質の確保を図る必要がある統計調査については、委託業務の内容等に応じて、総合評価落札方式による一般競争入札をはじめとする、価格だけでなく業務遂行能力等を踏まえた選定方法を積極的に活用するものとする。

4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保

(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理

各府省は、委託業務の実施状況について、次のとおり、適切な確認を行うとともに、必要があると認めたときには改善措置を講ずる。

ア 各府省は、委託先における業務の実施状況について、定期的又は随時、報告を求めるとともに、監査（報告者に対する確認を含む。）を行うこと等により確認する。

特に、実査業務、審査業務等において民間事業者を活用する場合、統計の品質の維持・向上の観点から、実施主体と委託先との間で密接な連携を図るため、当該業務の種類や調査の特性に応じて、前回調査の実績等を踏まえた適切な管理指標を設定し、委託先の受託経験等を勘案しつつ、当該指標の達成状況に応じて、委託先に対し督促強化等の助言・指導等を実施する。

① 委託業務の実施状況について、次の管理指標の達成状況を中心に確認する。

【郵送調査・オンライン調査（電子メールを使用した方法を含む。）方式及び調査員調査方式による統計調査業務の共通事項】

- i) 調査票の誤送付等の状況
- ii) 調査項目別の未記入及び不備の状況
- iii) 調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況
- iv) 照会対応の状況及び効果（疑義再照会率等）
- v) 督促の実施状況及び効果（督促後回収率等）
- vi) 収集したデータ（調査対象名簿、個別データ、集計データ等）の管理状況

【調査員調査方式による統計調査業務】

- i) 調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制
- ii) 調査員への指導状況
- iii) 報告者への訪問状況
- iv) 不在等の場合における再訪問の実施状況

② 上記①の達成状況に応じて、委託先に対し次のような助言・指導等を実施する。

【郵送調査・オンライン調査（電子メールを使用した方法を含む。）方式及び調査員調査方式による統計調査業務の共通事項】

- i) 封入封緘業務等の徹底・手順等の見直し
- ii) 調査対象者への調査票記入上の注意喚起等の徹底
- iii) 調査の依頼時期、調査票配布・回収の時期等の徹底・見直し
- iv) 照会対応業務等の徹底・手順等の見直し
- v) 督促業務等の徹底・手順等の見直し
- vi) 収集したデータ（調査対象名簿、個別データ、集計データ等）の管理の徹底・手順等の見直し

（３）委託する統計調査業務に応じて定めるべき事項

各府省は、これまで蓄積した知識、技術、ノウハウ等を踏まえ、統計調査業務の質の維持・向上に必要とされる下記事項に留意しつつ、仕様書等において、委託する統計調査業務に応じて必要な事項を定める。

ア 郵送調査・オンライン調査（電子メールを使用した方法を含む。）方式及び調査員調査方式による統計調査業務に共通する事項
【共通】

- ・調査事務従事者に対する業務遂行上必要とする知識・業務能力を維持するための教育・訓練（教育・訓練結果、業務状況等を踏まえた再教育・再訓練も含む）の実施
- ・特別な配慮を要する調査対象者（子ども、外国人、障害者など）への対応、及びそれらの実施状況に関する記録方法
- ・委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報（非協力者の多い地域や施設等）を含む事業完了報告書の作成及び提出方法

【企画】

- ・調査票の変更を行う場合、実査可能性、内容・変更の妥当性及び調査結果への影響等の必要な検証・検討、及びそれらの実施結果に関する記録方法
- ・標本設計の場合、抽出方法・手順、及びその実施状況に関する記録方法
- ・モニター調査を活用する場合、選定されたモニターとの選定条件との適合状況の確認及びその実施結果に関する記録方法

【実査準備】

- ・調査対象者への調査実施の意義・重要性、統計作成機関・調査実施機関に関する情報の周知方法
- ・調査関係書類・用品等の作成方法、及びそれらの発送方法

【実査】

- ・調査票の配布・回収・督促の方法、及びその実施結果に関する記録方法
- ・調査対象者への対処方法、及びその実施状況に関する記録方法
- ・調査対象者に対して報奨を供与する場合、報奨内容・授受の方法（報奨授受に当たっての留意点含む）、及びそれらの実施状況に関する記録方法

【審査】

- ・収集後の調査票（紙）又は調査票データの審査・確認方法、訂正方法、及びそれらの実施状況に関する記録方法

（注）「調査票データ」とは、収集した調査票をもとに作成された電磁的記録のこと

- ・機器・ソフトウェア・人手等による調査票データの作成方法、機器・ソフトウェアに実装すべき性能・機能、手入力時の入力データの検証方法、及びそれらの実施結果に関する記録方法
- ・分類に関する統計基準以外で集計する場合、分類・格付されたデータの検証手順・方法、及びそれらの実施結果に関する記録方法

【集計、分析・加工、公表・提供】

- ・集計表その他出力結果の集計の方法、出力結果の確認・チェックの方法、及びそれらの実施状況に関する記録方法

【その他】

- ・電子調査票等システムを作成する場合、システムの仕様、その仕様と作成されたシステムとの合致確認、及びそれらの実施結果に関する記録方法

イ 調査員調査方式による統計調査業務

【実査】

- ・調査員の安全対策の内容、及びそれらの実施状況に関する記録方法
- ・採用する調査員に関する業務経験、保有資格、調査活動状況等の情報管理の方法
- ・調査業務に初めて従事する調査員に対する業務遂行上必要とする能力を習得するための基礎的教育・訓練の実施、及びそれらの実施状況に関する記録方法
- ・調査員証の発行・交付方法、及びそれらの実施状況に関する記録方法
- ・調査員に対する実査業務に係る説明内容（調査票の配布、取集期間、担当調査区の範囲、調査対象者の選定方法、調査実施方法、秘密保護を含む調

査票の取扱い、指導員証・調査員証の管理方法、その他必要事項）、それらの説明方法、及びそれらの実施状況に関する記録方法

- ・調査員に対して個別に指示（軽微なものを除く）した場合の内容及びその実施状況に関する記録方法
- ・被調査確認など、調査実施後の調査員活動の事後確認の方法、及びその実施結果に関する記録方法

5 委託先との契約書等に明記すべき事項

- (1) 各府省が、上記を踏まえ、委託先と委託業務の契約を行うに当たって、秘密保護及び信頼性の確保並びに統計調査の適正かつ確実な実施の確保の観点から、契約書又は覚書等に明記しておくべき必要最小限の事項は、「契約書等に明記すべき事項」（別紙2）のとおりとする。

なお、各府省は、委託先が第三者へ業務の全部又は大部分を一括して再委託することを禁止することとし、委託先が業務の一部について再委託を行う場合には、当該委託先は、再委託先や再委託契約の内容等についてあらかじめ各府省の承認を得なければならないものとする。

契約書等に明記すべき事項

各府省は、委託先との契約書又は覚書等において、以下の事項について明記する。

- (1) 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- (2) 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- (3) 関係書類の適正管理義務に関する事項
- (4) 調査票情報等の複写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- (5) 調査票情報等の集計のための作業の過程で作成し、不要となったデータの消去及び入出力媒体の廃棄に関する事項
- (6) 再委託に関する事項（再委託の条件・手続、再委託先への業務指示の方法、再委託の業務成果の検証方法及びその結果の記録の方法（軽微なものを除く）等）
- (7) 業務の実施状況についての監査に関する事項
- (8) 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- (9) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項
- (10) 暇庇担保責任に関する事項